



## むらの掟

博奕(ばくえき)や盗みの禁止、日常生活の儉約など、長岡京市内に伝わるさまざまな村掟をご紹介します。

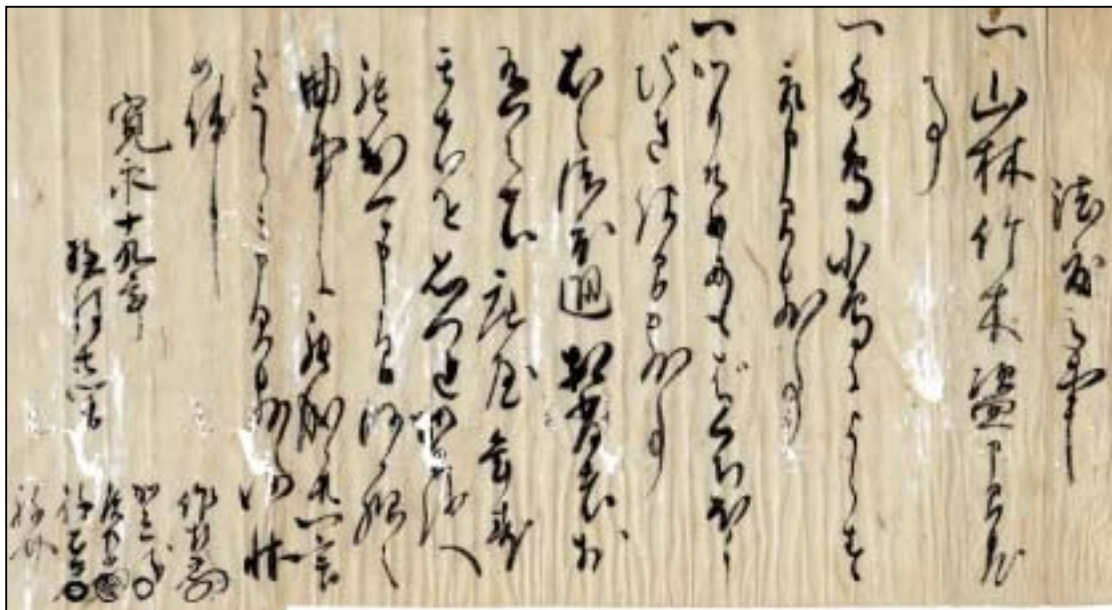
展示期間 4 月 2 日(金) ~ 5 月 30 日(日)



### 公儀法度と村掟

江戸時代の村には幕府から出される「法度(はつと)」と、村内の治安や生産を維持するため中世以来の慣習を基に自ら定めた「村掟」の、二系統の法が存在しました。

江戸時代の中頃になると、幕府から出された法度を遵守するといった趣旨の条文が村掟の第一条に掲げられるようになり、法度と村掟の融合がみられます。



寛永 19(1642)年友岡村村掟(教育委員会蔵)

長岡京市内に残されている最も古い村掟、寛永 19(1642)年の友岡村村掟には、山林竹木を盗まない、水鳥獺の禁止、ばくち・ほうびき(宝引)の禁止の 3 カ条が定められています。特に盗み・博奕の禁止は、村の秩序維持にとっても、幕府の統治にとってもたいへん重要で、江戸時代を通じて繰り返し定めています。



### 村中の総意

たいいていの村掟は、その末尾に「村中相談之上」決めた上は条項を守り、違反すればどのような罰をうけても文句はいわない、という文言とともに村人全員による署名・捺印があります。また、村人が村役人に対して誓約するという形式もありますが、いずれにせよ、末尾の文面から村掟が村中の総意に基づいて定められたことがわかります。



## さまざまな村掟

村では盗み・博奕のほか、生活に関するさまざまなことが定められていました。

### 生産にかかわる取り決め

山は燃料や肥料などを得るための重要な場所でした。そのため、盗みの禁止や鋸の使用制限、山へ出入りする時間など、山に関する取り決めが定められています。

### 日常生活についての取り決め

村では儉約を目的とした取り決めがたびたびなされています。節句や農事祝い、冠婚葬祭、履物にいたるまで、日常生活について細かく取り決められていました。これら儉約項目から村の生活のようすがうかがえます。



井ノ内地区に伝わる村掟(教育委員会所蔵)

### 若連中定書

各村には若者組、若連中などとよばれる、15～30歳代までの年齢集団が存在し、この若連中による掟書が井ノ内村と長法寺村に残っています。

天保11(1840)年に定められた井ノ内村若連中定書には、村掟と同じく盗み・博奕を禁止するほか、留守の家に長居してはいけない、主人のある女と話をしてはいけないと定められています。



井ノ内村若連中定書(教育委員会所蔵)



## 制裁と詫び状

村掟に違反した場合、違反者にはどのような制裁が待っていたのでしょうか。天和3(1683)年の長法寺村の場合、作物を盗んだ者は村追放、博奕の主催は罰金1貫文、打手は500文としています。このように違反者には村追放・罰金・不付合といった厳しい制裁が加えられますが、親や五人組など、しかるべき人を保証人に立て、過ちを詫び、今後決してしないことを誓う証文を村役人に提出すれば、許されることもありました。



長岡京市内に残る「村掟」について、詳しくお知りになりたい方は、『長岡京市史』本文編二(第二章第一節四村掟と秩序の維持)をご覧ください。

### <展示史料>

- ・友岡村法度(寛永19年)
- ・井ノ内村法度書(明和4年)
- ・立会野山村方定式(文政13年)
- ・井ノ内村若連中定書(天保11年)